

子ども未来局 令和7年度 局運営方針

1 主な現状と課題

少子化・核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、子ども・青少年を取り巻く環境が変化する中、子育て支援に関する市民ニーズは高い状況にあります。

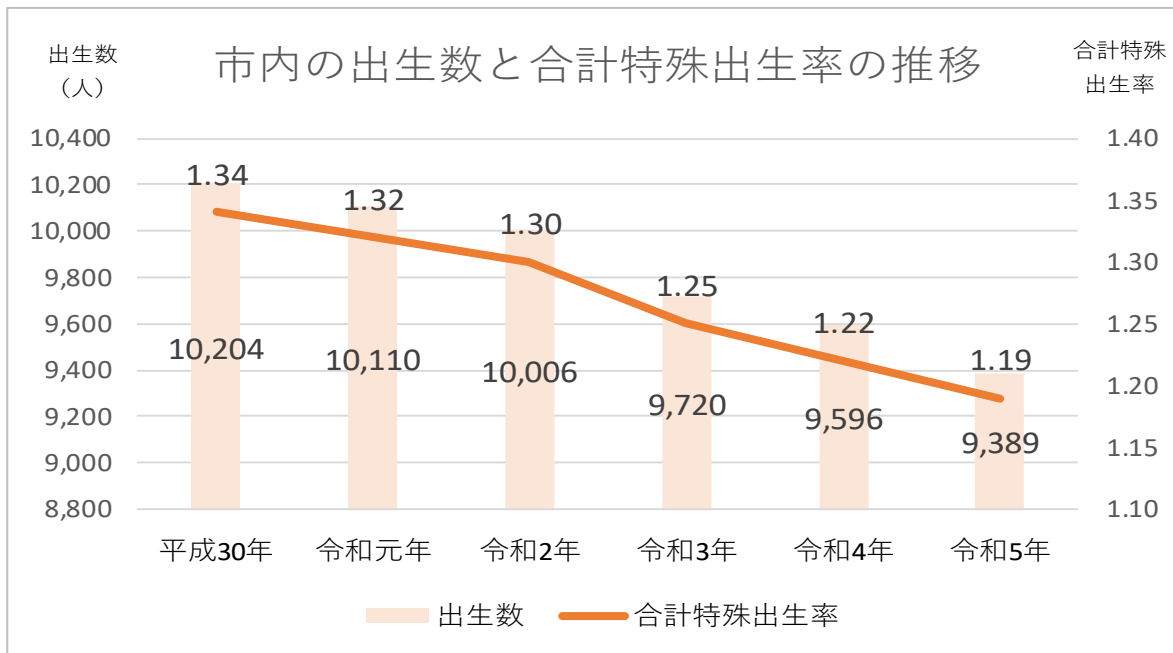
特に本市においても、年間出生数が1万人を割るなど少子化は着実に進行しており、少子化対策については喫緊の課題として、スピード感を持ちつつ、着実に推進していくことが求められています。本市が持続可能な成長・発展を続けていくためには、人口の自然増を下支えする出産・子育て世代への支援の充実を図るなど、戦略的に少子化対策に取り組むことが必要となっています。

そのためにも、誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することが重要であり、障害や虐待などにより社会的支援や経済的支援が必要な子どもとその家族も含め、未来を担うすべての子どもが健やかに成長できる環境づくりを推進し、結婚、妊娠・出産期、乳幼児期から青年期に至るまで切れ目のない支援をより一層充実させていくことが求められています。

(1) 安心して子どもを生み育てられる環境づくり

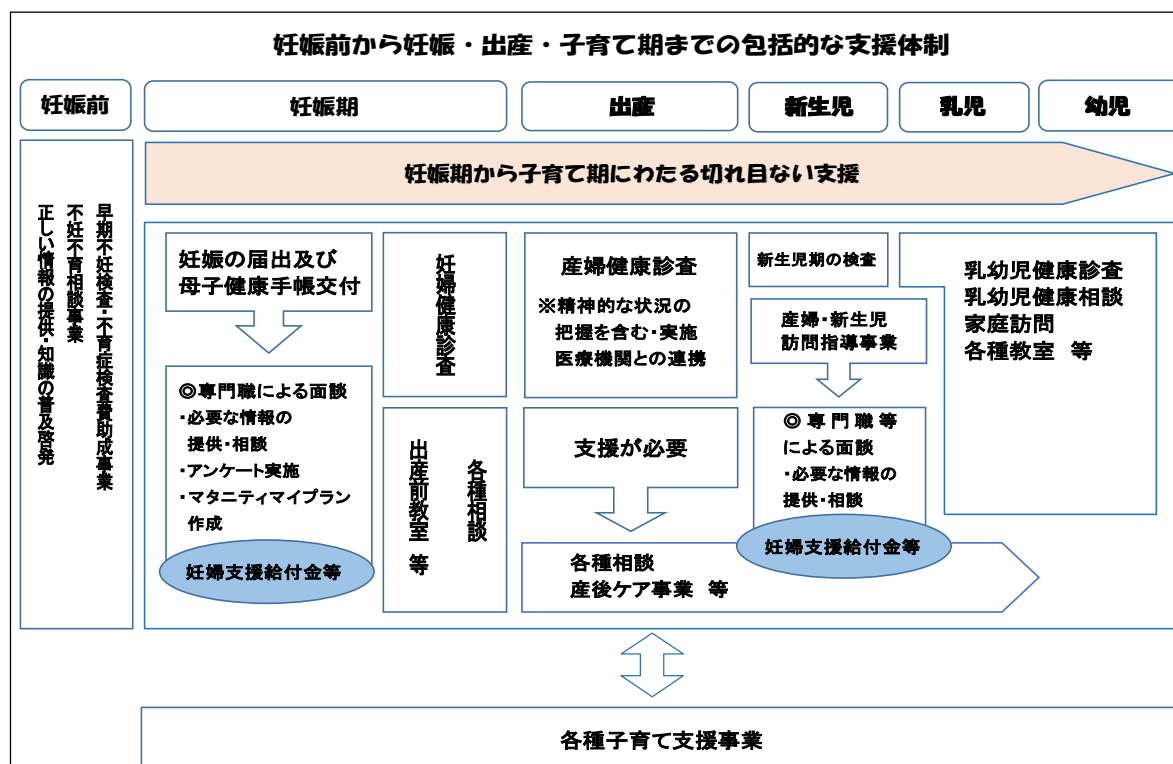
全国的に進行している少子化を食い止めるためには、国の打ち出す各種施策と併せて本市の実情に即した適切な事業を展開していくことが重要です。

結婚を望む方が希望を叶え、希望の数の子どもが持てるよう、支援に取り組む必要があります。



近年の社会情勢として、核家族化が進み、地域のつながりが希薄になり、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくありません。全ての妊婦・子育て家庭が安心して、出産・子育てができるよう、こども家庭センターにおける妊娠・出産包括支援事業をはじめ、産後ケア事業、新生児期の検査や乳幼児健康診査の拡充を図るなど、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実が求められています。併せて、サービス利用等の利用者費用負担軽減を図るための経済的支援（妊婦支援給付金等）と一体的に実施していくことが必要です。

性と健康の相談事業は、将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合う「プレコンセプションケア」を含め、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及が求められています。そのため、思春期、妊娠・出産等の各ライフステージに応じた相談を実施するとともに、SNSを活用した周知、市民公開講座の開催などが必要です。また、不妊・不育に悩む夫婦の精神的負担の軽減を図るため、専門性の高い相談事業を実施していくことが必要です。



(2) 子育てがしやすい環境づくり

核家族化や共働き世帯が増加する中、子育てに関する支援ニーズは一層高まっています。そのため、子育ての悩みに関する相談や情報提供を強化するとともに、経済的負担や家事育児に対する負担の軽減を図っていく必要があります。

保育所等の待機児童は解消しましたが、区画整理に伴う宅地開発や駅周辺部でのマンション開発などにより、保育需要の更なる増加が見込まれる地域には、引き続き、認可保育所等の整備を進めていく必要があります。

また、子育てと仕事を両立し、安心して子どもを産み育てられる環境を実現できるよう、子育て支援型幼稚園の認定促進、幼稚園を送迎先とした送迎保育ステーションの運用、こども誰でも通園制度の実施などにより、子育て家庭の様々なニーズに応えられる多様な保育の受け皿確保を図る必要があります。

より広く多子世帯の保育料負担軽減を図るため、第1子の入所する保育施設に関わらず、第2子の保育料を軽減する必要があります。

併せて、幼児教育・保育の「質の向上」を図る必要もあります。幼稚園や保育所等における安心・安全な環境の確保や教育・保育の専門性向上に資する取組をさらに強化していくことが求められています。

その他、子育て家庭の多様な保育ニーズに対応するため、幼稚園における預かり保育事業等の充実を図るとともに、保育コンシェルジュや保育コーディネーターを各区に配置し、保護者のニーズと必要な保育サービス等を適切に結びつける必要があります。

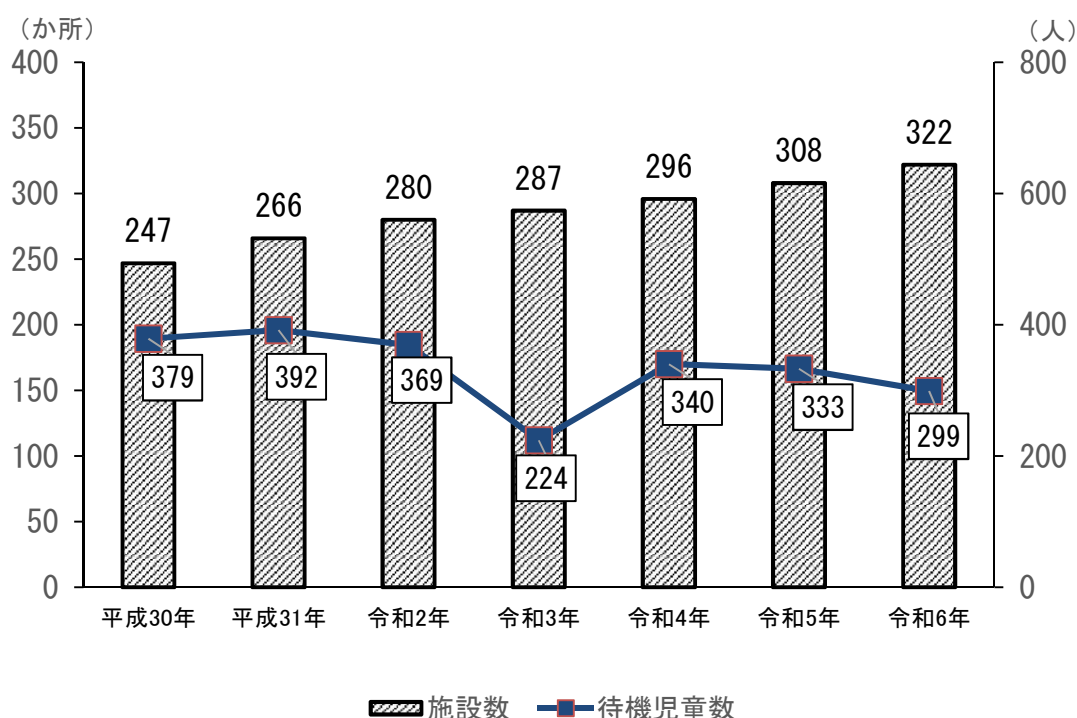
放課後児童クラブでは、これまで取り組んできた民設放課後児童クラブの計画的な整備に加えて、放課後子ども居場所事業のモデル事業を実施することによって待機児童は減少傾向にあります。共働き世帯の増加等による需要の高まりが続いており、令和6年4月1日現在の待機児童数は前年度から34人の減少に留まり299人となりました。

今後も、共働き世帯の増加や子育て世代の社会増等による需要の増加が見込まれるため、民間物件だけでなく学校施設を最大限に活用した整備を行い、待機児童の解消を図る必要があります。

また、民設放課後児童クラブの運営に係る保護者負担の軽減や夏休みのみの利用等の多様なニーズに対応していく必要があることから、引き続き民設放課後児童クラブの整備に取り組むとともに、放課後子ども居場所事業のモデル事業の実施校を拡大するなど、新たな放課後児童対策に取り組む必要があります。

これらの施設の量的拡大や多様なニーズへの対応に伴い、処遇改善を含めた人材確保の取組をより一層推進していく必要があります。

放課後児童クラブの施設数及び待機児童数（各年4月1日現在）



子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援し、乳幼児から青少年を含む幅広い年代の子どもとその家庭が抱える多様な課題に総合的に取り組むため、さいたま市らしさを生かした中核施設である子ども家庭総合センターを運営し、居場所・交流の場に付帯した相談窓口での相談、専門相談機関の集積・連携強化、子ども・家庭に関する相談の担い手の育成など、市全体の子育て支援力の向上に取り組む必要があります。

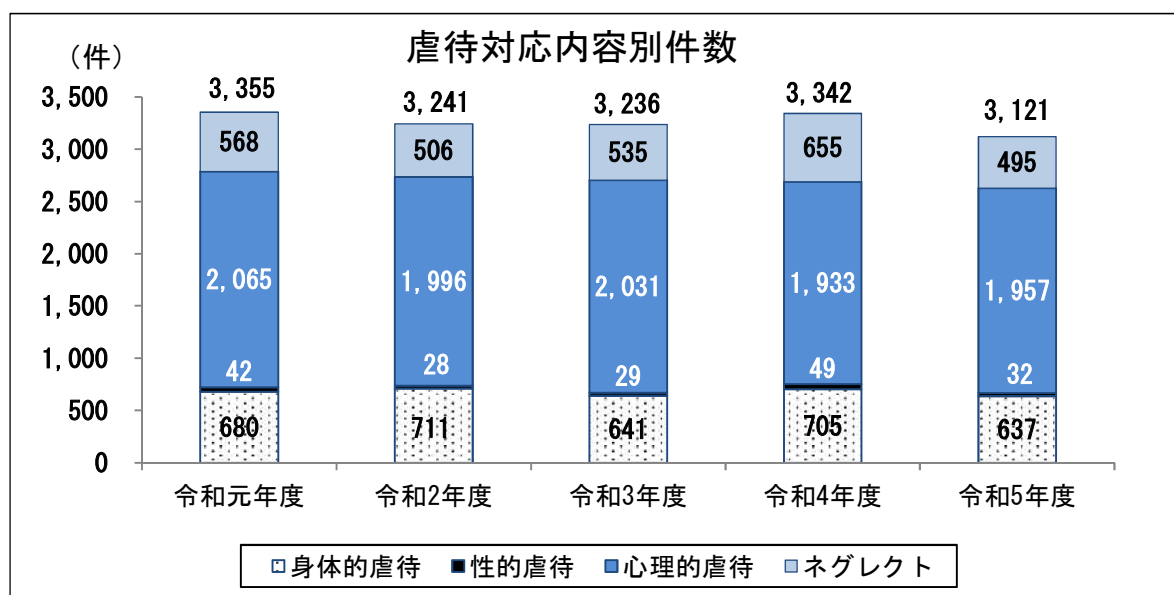
(3) 子ども・若者が健全に成長できる環境づくり

「こどもまんなか社会」の実現に向けては、子どもや若者が権利の主体として、その権利と個性が尊重されるとともに、様々な体験や社会参画の機会を提供することが重要であり、持続可能な支援体制を構築するため、子ども・若者を社会全体で支える仕組みづくりが必要となっています。

また、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の問題が深刻化する状況にあるため、個人の状況に合わせた支援を行うほか、健全な成長を支える安心・安全な環境や居場所の提供、地域内連携並びに地域における多彩な担い手の育成を推進していく必要があります。

(4) 誰一人取り残さない支援の充実

児童虐待対応件数は令和元年度より横ばいで推移しており、さらに児童問題については複雑、深刻化しています。このような中、児童相談所は、相談体制を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応、家族の再統合に至るまで切れ目のない支援を推進し、関係機関との連携の強化や専門性の更なる向上を図っていく必要があります。



また、少子高齢化の進行等により、誰もがケアをされる側にもする側にもなり得る状況の中、一人ひとりのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるよう社会全体で支援する必要があります。

特に、本来大人が担うべきケアを日常的に担っているヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を強いられることで、学校生活等に支障をきたし、自身の将来に影響を及ぼすことも懸念されており、ヤングケアラーの負担を軽減するための支援が必要です。

10区に設置したこども家庭センターにおいて母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うとともに、家庭支援事業を実施するなど、全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもに対して、個々の家庭に応じた切れ目のない支援を行う必要があります。

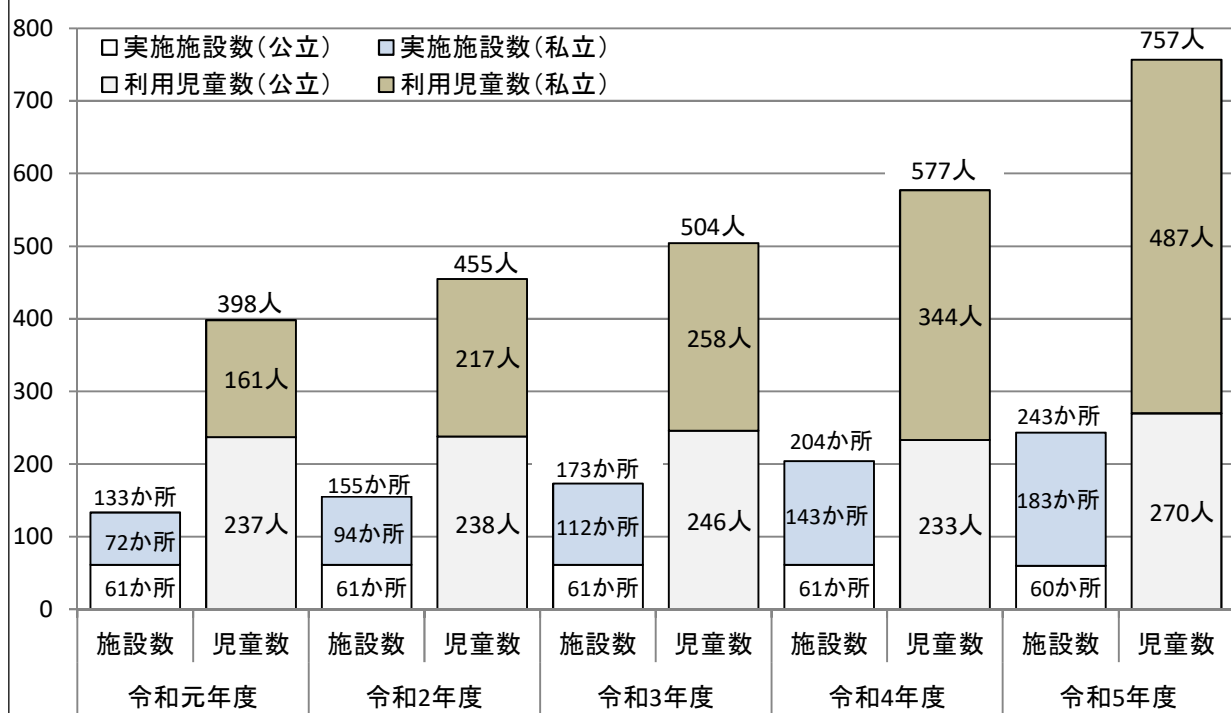
障害のある児童や支援を必要とする児童は、年々増加傾向にあります。保育所の役割として、個々の障害の特性に対する理解を深めながら、できる限り多くの児童を受け入れ、集団生活を通じ、心身の健全な発達を促進していくことが求められています。

認可保育所等における障害児の受入れに当たっては、様々な障害に対応するための専門知識等に関する研修を実施するなど、保育士の資質向上と質の高い障害児保育を推進していく必要があります。

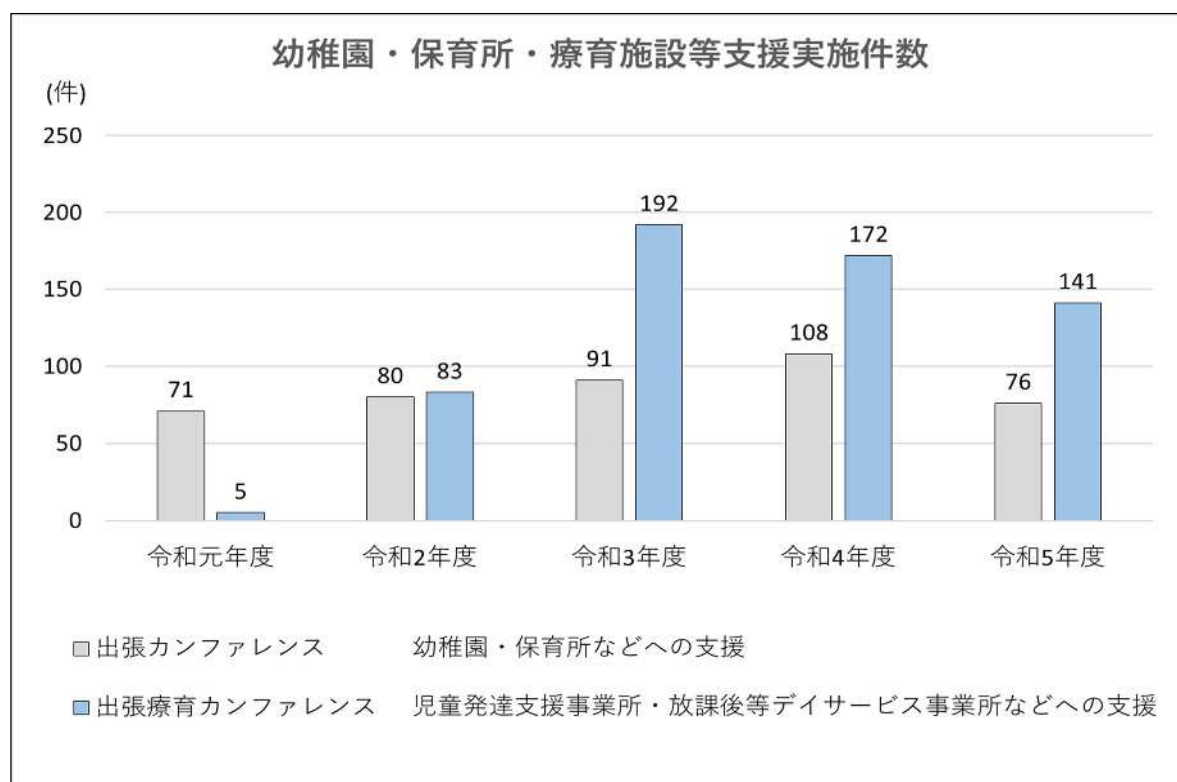
また、保育所を希望する子どものうち、医療的ケアを必要とする子どもを令和7年1月現在、私立保育所13か所で受け入れておりますが、受入施設の拡大等に向けて体制整備を図っていく必要があります。

さらに、在宅の未就学の医療的ケア児に対する相談・交流や保育所入所の支援等についても取り組むことが求められています。

認可保育所等における障害児等の利用状況



発達障害の社会的認知の広がりにより、乳幼児期から適切な医療・療育を必要とする子どもが増加しています。発達障害がある幼児・児童及びその保護者が地域生活を円滑に送ることができるよう、発達障害児への支援を行うとともに保護者に対する支援も実施する必要があります。また、障害児が日常を過ごす施設へ専門職が訪問し助言を行う等の支援についても引き続き実施し、関係機関と連携を取りながら発達障害児への支援を推進していく必要があります。



ひとり親家庭等を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、子育てと就業の両立に向けた支援が喫緊の課題となっています。このため、就労支援や経済的支援など自立を支援する取組を進めるとともに、養育費の確保を支援するなど生活の安定を図る必要があります。また、支援を必要とするひとり親が相談窓口に確実につながるよう、分かりやすい情報提供や窓口への誘導の強化を行う必要があります。

2 基本方針・区分別主要事業

子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考え、未来を担うすべての子ども・青少年が自分らしく輝いて成長できるまちを目指し策定した「第3期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン」に沿った施策などを着実に遂行することにより、すべての子ども・青少年・子育て家庭の視点に立った支援策を展開するとともに、次世代を担う子ども・青少年を社会全体で育てていく気運を醸成し、「子育て楽しいさいたま市」の実現を目指します。

(1) 安心して子どもを生み育てられる環境づくり

*()内は一般財源

(単位：千円)

No.	区分	事業名 〔事業所管課〕	令和7年度	令和6年度	説明	掲載 ページ
1	新規	若者のライフデザイン形成支援 〔子ども・青少年政策課〕	18,170 (4,544)	0 (0)	結婚・出産を含めたライフデザインを考えるためのデジタルツールの提供やイベントの開催などを通じて、結婚や子育てに対する不安の解消と希望の形成を図ります。	Ⅱ-210
2	総振	デジタルを活用した婚活の推進 〔子ども・青少年政策課〕	567 (567)	567 (567)	結婚の希望を実現するため、埼玉県や県内市町村、企業等で構成する「SAITAMA出会いサポートセンター事業」に参加し、連携して婚活支援に取り組みます。	Ⅱ-210
3	総振	妊娠・出産包括支援事業 〔母子保健課〕	2,693 (460)	1,993 (334)	各区保健センターに設置したこども家庭センターを円滑に運営し、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期からの切れ目ない伴走型相談支援を行います。	Ⅱ-231
4	拡大 総振	産後ケア事業の拡充 〔母子保健課〕	123,171 (31,375)	42,758 (21,380)	育児や体調に不安があり、家族等の協力が得られない産婦に対し、着実な産後ケアを実施するため、サービス提供事業者向けに委託料の引上げ及びきょうだい児受入加算等を創設します。	Ⅱ-231
5	新規	1か月児を対象とする乳幼児健康診査の実施 〔母子保健課〕	61,464 (31,464)	0 (0)	出生後から切れ目のない健康診査実施体制を構築するために、1か月児を対象とした乳幼児健康診査を実施します。	Ⅱ-231
6	総振	出産・子育て応援事業 〔母子保健課〕	1,032,054 (62,203)	1,018,397 (170,437)	妊娠期から出産・子育てまでの伴走型相談支援と連携しながら、妊娠時・出産時に妊婦支援給付金等を支給します。	Ⅱ-231
7	新規	子育て世帯応援キャンペーンの実施 〔母子保健課〕	92,970 (92,970)	0 (0)	出産時の妊婦支援給付金について、デジタル地域通貨での受取りを選択した場合に、1万円相当のデジタル地域通貨を上乗せして支給します。	Ⅱ-231
8	拡大 総振	新生児マスキューニングの推進 〔母子保健課〕	38,470 (25,285)	271 (271)	疾病の早期発見・早期治療を目的に新生児に対して行う先天性代謝異常等検査について、既存の20疾患に加え、新たに2疾患の検査を追加します。	Ⅱ-230

〔区分〕 新規：新規事業 拡大：拡大事業 総振：総合振興計画実施計画事業

(2) 子育てがしやすい環境づくり

*()内は一般財源

(単位：千円)

No.	区分	事業名 〔事業所管課〕	令和7年度	令和6年度	説明	掲載 ページ
9	総振	さいたま市子ども家庭総合センターの運営 〔子ども家庭総合センター総務課〕	354,055 (342,392)	351,306 (331,633)	子ども・家庭をとりまく課題に総合的に取り組み、子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援します。	Ⅱ-207 Ⅱ-222
10	新規	多胎児家庭外出支援の実施 〔子育て支援課〕	3,826 (3,826)	0 (0)	多胎児を養育する家庭の外出に伴う負担を軽減するため、医療機関の受診や買い物に伴う外出時の同行支援サービスを実施します。	Ⅱ-211
11	拡大 総振	子育てヘルパー派遣の実施 〔子育て支援課〕	11,546 (11,546)	6,366 (6,366)	子育て家庭の育児に対する更なる負担軽減を図るため、家事や育児の援助を行うホームヘルパーの派遣に係る利用料金について、世帯区分に応じた引下げを実施します。	Ⅱ-211
12	拡大	児童手当の支給 〔子育て支援課〕	28,539,476 (2,939,370)	21,792,192 (3,335,468)	児童を養育している者に対し、令和6年度の制度改正に伴う所得制限の撤廃、対象年齢の拡大、第3子以降の支給額の増額を通年実施し、児童手当を支給します。	Ⅱ-212
13	拡大 総振	子育て支援医療費の助成 〔子育て支援課〕	7,466,456 (7,434,299)	7,153,391 (7,110,965)	子育て環境の充実と子育て世帯の負担軽減を図るため、18歳の年度末までの児童を対象に入通院の医療費を通年で助成します。	Ⅱ-213
14	新規 総振	ファミリー・サポート・センターの利用促進 〔子育て支援課〕	20,849 (20,849)	0 (0)	ファミリー・サポート・センター事業及び子育て緊急サポート事業について、利用料金の引下げ及び新たに提供会員へ助成を行うことで、事業の利用を促進します。	Ⅱ-213
15	拡大 総振	放課後児童健全育成事業 〔放課後児童課〕	4,072,423 (1,349,899)	3,556,409 (1,116,663)	放課後児童クラブの運営を委託するとともに、各クラブを訪問し、育成支援等の質の向上に取り組めます。	Ⅱ-214
16	拡大 総振	放課後児童支援員等の処遇改善 〔放課後児童課〕	251,173 (83,729)	234,316 (78,108)	放課後児童クラブに勤務する放課後児童支援員等の処遇改善を図るため、月額9千円相当の賃金改善に係る助成を行うとともに、常勤支援員に対する処遇改善事業を拡充します。	Ⅱ-214
17	拡大	放課後子ども居場所事業のモデル13校での実施 〔放課後児童課〕	238,830 (91,396)	90,186 (33,622)	利用を希望する全ての児童を対象に、最も身近な小学校の施設を活用して、安心・安全な放課後の居場所を提供するモデル事業を市内13校で実施します。	Ⅱ-214
18	総振	民設放課後児童クラブの整備促進と学校施設の活用 〔放課後児童課〕	68,078 (15,443)	156,098 (33,182)	待機児童の解消及び育成支援の環境改善を図るため、民設放課後児童クラブの新設、移転、環境整備に対する助成等を実施します。	Ⅱ-217
19	新規	公立保育所機能向上・再編の推進 〔保育課〕	2,798 (2,798)	0 (0)	令和5年9月策定「さいたま市公立保育所のあり方に関する基本方針」に基づき、公立保育所の令和10年度からの民間移管のための事業者公募手続等を開始します。	Ⅱ-220

〔区分〕 新規：新規事業 拡大：拡大事業 総振：総合振興計画実施計画事業

* () 内は一般財源

(単位：千円)

No.	区分	事業名 〔事業所管課〕	令和7年度	令和6年度	説明	掲載 ページ
20	拡大 総振	保育人材確保対策 〔幼児政策課、保育施設支 援課〕	2,249,802 (1,480,786)	2,035,265 (1,326,102)	新たに「さいたま保育士応援手当」を創設し、 保育士等処遇改善事業を拡充します。また、保 育士の宿舎借り上げに係る経費等を補助しま す。	Ⅱ-221
21	新規	保育料第2子軽減の実施 〔保育施設支援課〕	10,733 (10,733)	0 (0)	多子世帯の保育料負担軽減を図るため、第1子の 入所する保育施設に関わらず、第2子の保育料を 軽減します。	Ⅱ-221 Ⅱ-222
22	拡大	こども誰でも通園制度の試 行的実施 〔幼児政策課〕	69,411 (21,629)	46,957 (11,740)	幼稚園・保育所等において、月一定時間までの 利用可能枠の中で、就労要件を問わず柔軟に利 用できる新たな制度の創設に向けた試行的事業 を実施します。	Ⅱ-218 Ⅱ-221
23	拡大 総振	保育人材確保対策 〔保育施設支援課〕	24,407 (23,689)	22,877 (22,505)	新たに「さいたま保育士応援手当」を創設し、 保育士等処遇改善事業を拡充します。また、保 育士資格を取得し、市内の保育所等に勤務する 者に資格取得経費を補助します。	Ⅱ-222
24	総振	特定教育・保育施設等の整 備事業 〔のびのび安心子育て課〕	1,432,798 (34,962)	1,589,039 (107,169)	新たな保育需要が見込まれる地域において、認 可保育所等の整備を進めるとともに、小規模保 育事業や事業所内保育事業などの整備促進のた め、連携施設の確保を支援します。	Ⅱ-220
25	新規 総振	病児保育室の整備 〔のびのび安心子育て課〕	4,000 (1,334)	0 (0)	病児保育室（1施設）の開設準備に要する経費の 一部を補助します。	Ⅱ-220
26	総振	送迎保育ステーション事業 〔幼児政策課〕	40,210 (20,106)	39,454 (19,727)	選べる子育て環境を創出するため、私立幼稚園 等を送迎先とした送迎保育ステーションを運営 します。	Ⅱ-218
27	拡大 総振	私立幼稚園等預かり保育補 助事業 〔幼児政策課〕	907,552 (593,132)	814,961 (520,401)	私立幼稚園等の預かり保育事業に対して補助す るとともに、新たに認定した私立幼稚園等2園を 含む55園の「子育て支援型幼稚園」を利用する 保護者の経済的負担を軽減します。	Ⅱ-218
28	総振	幼児教育の質の向上事業 〔幼児政策課〕	90,822 (88,977)	87,226 (85,380)	幼児教育の質の向上に向け、「幼児教育の指 針」等に基づく研修を実施するとともに、幼児 教育環境の向上に向けた幼稚園等の取組を支援 します。	Ⅱ-219
29	新規	幼稚園教諭の処遇改善 〔幼児政策課〕	24,654 (24,654)	0 (0)	幼稚園教諭の処遇改善を支援するため、新たに 「さいたま幼稚園教諭応援手当」を創設しま す。	Ⅱ-219

〔区分〕 新規：新規事業 拡大：拡大事業 総振：総合振興計画実施計画事業

(3) 子ども・若者が健全に成長できる環境づくり

*()内は一般財源

(単位：千円)

No.	区分	事業名 〔事業所管課〕	令和7年度	令和6年度	説明	掲載 ページ
30	拡大	子ども・青少年希望基金への積立て及び運用 〔子ども・青少年政策課〕	20,458 (0)	10,000 (5,000)	市民や企業等からの寄附金等の受け皿となる「さいたま市子ども・青少年希望(ゆめ)基金」への積立て及び運用を行います。	Ⅱ-207
31	新規	子ども・若者ワークショップの開催 〔子ども・青少年政策課〕	1,024 (0)	0 (0)	子どもや若者の意見等を聞き、市政に反映するための仕組みづくりとして、子ども・若者ワークショップを開催します。	Ⅱ-210
32	拡大 総振	子どもの居場所づくり事業を行っている団体等への支援の拡充 〔子ども・青少年政策課〕	6,559 (959)	4,950 (0)	子どもの居場所の更なる拡充のため、支援対象にプレーパーク運営団体を加えるとともに、認知度向上、担い手や支え手の充実を図るため、民間団体等と連携してイベントを開催します。	Ⅱ-210
33	拡大 総振	冒険はらっぱの運営とプレーパークの担い手支援の拡充 〔子ども家庭総合センター総務課〕	17,148 (16,840)	16,610 (16,610)	常設のプレーパークである冒険はらっぱの運営及びプレーパークの担い手養成研修を実施します。	Ⅱ-222
34		児童センター子ども運営会議事業 〔子ども・青少年政策課〕	300 (0)	300 (0)	児童センターの運営に子どもの意見を反映する仕組みづくりとして、子ども運営会議を3施設で実施します。	Ⅱ-217
35	拡大	児童養護施設等退所児童への支援 〔子ども家庭支援課〕	14,843 (0)	8,843 (4,421)	施設等を退所した児童に対して、クラウドファンディングを活用し、就学や就労を支援します。また、新たに大学等に進学し継続して就学するための奨学金給付事業を実施します。	Ⅱ-224
36	総振	若者自立支援ルーム運営事業 〔子ども・青少年政策課〕	47,960 (47,960)	45,746 (45,746)	困難を抱える若者が、一人でも多く円滑な自立を果たせるよう、個人の状態に合わせた自立支援プログラムを実施し、就労や復学等へ向けた支援を行います。	Ⅱ-203
37	総振	子どもの社会参画推進事業(子どもがつくるまち) 〔子ども・青少年政策課〕	5,768 (5,768)	5,768 (5,768)	子どもの社会参画意識や自己肯定感を育むため、子どもたちの発想で仮想のまちをつくり、様々な体験をすることができる「子どもがつくるまち」を実施します。	Ⅱ-210
38		様々な課題を抱える児童を支援する常設型の居場所づくり 〔子ども・青少年政策課〕	27,114 (9,041)	27,114 (9,624)	養育環境に課題を抱える児童に対して、安心・安全な居場所の提供や食事の提供、生活習慣の形成等の支援を包括的に提供する常設型施設への支援を行います。	Ⅱ-210

〔区分〕 新規：新規事業 拡大：拡大事業 総振：総合振興計画実施計画事業

(4) 誰一人取り残さない支援の充実

*()内は一般財源

(単位: 千円)

No.	区分	事業名 〔事業所管課〕	令和7年度	令和6年度	説明	掲載 ページ
39	総振	児童相談等特別事業 〔南部児童相談所〕	28,606 (16,027)	47,079 (24,082)	児童問題の複雑化及び深刻化等に対応するため、通告・相談に応じられる体制を整備します。	Ⅱ-209
40	拡大	子どもの暮らし応援事業補助金の支給 〔南部児童相談所〕	10,296 (10,296)	9,916 (9,916)	施設入所児童の処遇改善及び施設機能強化のための経費や高校生児童の学習にかかる経費等を補助します。また、新たに資格取得に要する経費を補助対象に加えます。	Ⅱ-215
41	総振	里親支援機関事業 〔南部児童相談所〕	4,237 (2,134)	3,978 (2,001)	保護者のいない児童等の養育のため、里親の登録、里親への委託を推進するとともに、委託後の里親・子の支援を実施します。	Ⅱ-210
42	拡大 総振	養育費サポート事業 〔子育て支援課〕	6,777 (1,142)	5,270 (1,228)	ひとり親家庭の養育費の安定的な確保を支援するため、養育費の立替支援の実施及び差押え等の費用を助成します。また、差押え等にかかる弁護士等への委託費用を新たに助成します。	Ⅱ-211
43	総振	ひとり親家庭高等職業訓練 促進給付金の支給 〔子育て支援課〕	64,079 (16,020)	60,309 (15,077)	ひとり親家庭の経済的な自立と生活の安定のため、高等職業訓練促進給付金等を支給します。	Ⅱ-211
44	拡大	低所得の子育て家庭児童進 学支援金の支給 〔子育て支援課〕	22,005 (13,545)	5,785 (5,018)	低所得の子育て家庭等の児童の進学に向けた経済的支援を行うため、模試費用や受験料を助成するとともに、大学等入学時に入学一時金を助成します。	Ⅱ-211
45	拡大	児童扶養手当の支給 〔子育て支援課〕	3,000,523 (1,999,317)	2,981,331 (1,986,423)	父又は母と生計を同じくしていない児童等を養育している者に対し、令和6年度の制度改正に伴う所得制限の緩和、第3子以降の支給額の増額を通年実施し、児童扶養手当を支給します。	Ⅱ-212
46		ひとり親家庭等医療費の助 成 〔子育て支援課〕	606,403 (499,908)	558,643 (460,102)	受給資格証の交付を受けたひとり親家庭の父若しくは母又は養育者とその家庭の児童を対象に入通院の医療費を助成します。	Ⅱ-214
47	拡大 総振	ヤングケアラー等への支援 〔子ども家庭支援課〕	16,942 (7,172)	12,455 (1,636)	ヤングケアラー相談窓口の周知等を実施するとともに、ヤングケアラーのいる家庭に加え、新たに要保護児童等のいる支援が必要な家庭に対しても訪問支援事業を実施します。	Ⅱ-216
48	拡大 総振	児童虐待発生予防事業 〔母子保健課〕	11,319 (6,918)	5,424 (4,748)	児童虐待の発生を予防するため、電話相談事業や訪問事業等により育児不安の早期軽減を図るとともに、特定妊婦等の支援を必要とする世帯を対象に訪問支援事業を実施します。	Ⅱ-230
49	拡大	児童養護施設等人材確保対 策事業 〔子ども家庭支援課〕	6,380 (5,350)	5,373 (2,687)	児童養護施設等において、児童指導員等を目指す者を雇用する経費を補助します。また、乳児院及び児童養護施設の直接処遇職員に対し、新たに家賃負担軽減事業を実施します。	Ⅱ-224

〔区分〕 新規: 新規事業 拡大: 拡大事業 総振: 総合振興計画実施計画事業

* () 内は一般財源

(単位：千円)

No.	区分	事業名 〔事業所管課〕	令和7年度	令和6年度	説明	掲載 ページ
50	新規	乳児院等多機能化推進事業 〔子ども家庭支援課〕	8,618 (4,309)	0 (0)	乳児院等における医療機関との連携強化を図るため、医療機関等連絡調整員を配置することにより、医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入れを促進します。	Ⅱ-224
51	拡大 総振	障害児保育事業 〔保育施設支援課〕	948,551 (947,507)	749,186 (748,142)	障害児や心身の発達に遅れのある児童の受入れを促進するため、私立認可保育所等に補助を行います。	Ⅱ-221
52	拡大 総振	私立認可保育所等における 医療的ケア児の受入支援 〔保育施設支援課〕	189,090 (85,530)	183,310 (80,787)	医療的ケアを必要とする児童の受入れを行う私立認可保育所等に対する支援を実施するとともに、受入施設を拡大します。	Ⅱ-221
53	総振	医療的ケア児保育支援センターの運営 〔保育施設支援課〕	26,967 (15,861)	26,967 (15,917)	医療的ケア児保育支援センターにおいて、未就学の医療的ケア児や家族に対して相談等の支援を実施します。また、医療的ケア児受入保育施設等に対して研修等の支援を実施します。	Ⅱ-221
54	拡大 総振	私立幼稚園等における特別 支援教育に対する支援の一層の充実 〔幼児政策課〕	156,766 (156,056)	123,399 (122,599)	心身に障害等のある幼児の就園を促進するため、私立幼稚園等における特別支援教育に対する支援の一層の充実を図ります。	Ⅱ-219
55	拡大	杉の子園施設更新事業 〔総合療育センターひまわり学園総務課〕	39,671 (17,371)	2,717 (2,717)	児童発達支援事業所である杉の子園の現地での施設更新や児童発達支援センターへの機能拡充を行うため、設計等を行います。	Ⅱ-225
56	総振	療育体制の強化と効果的な 支援の推進 〔総合療育センターひまわり学園総務課、療育センターさくら草、療育センターひなぎく〕	81,562 (37,877)	130,814 (75,559)	発達に遅れのある子どもや障害児等の早期発見と早期療育を行い、医療と福祉が一体となって専門的立場から子どもの状態に合わせた療育や保護者支援を実施します。	Ⅱ-226 Ⅱ-227 Ⅱ-229 Ⅱ-230

〔区分〕 新規：新規事業 拡大：拡大事業 総振：総合振興計画実施計画事業

3 脱炭素化に資する主な取組一覧

(単位：kg-CO2)

課名等	事業名	取組の内容	CO2削減量
保育課 子育て支援課	紙使用量削減の実施	公立保育園における家庭用配布物の電子化のほか、印刷物等の必要部数を見直すことにより紙の使用量を削減し、温室効果ガスの削減に努めます。	101.5
母子保健課 北部児童相談所 南部児童相談所	会議等のペーパーレス化	会議をペーパーレスで実施することにより、温室効果ガスの削減に努めます。	18.9
総合療育センターひまわり学園総務課	総合療育センターひまわり学園の省エネ化の実施	ひまわり学園大規模改修工事において、照明設備、空調設備、給湯器を入れ替えることにより、温室効果ガスの削減に努めます。	84,585.9
療育センターさくら草	空調設備の更新	老朽化した空調設備を更新することにより、温室効果ガスの削減に努めます。	3,856.5
保育課 子ども家庭総合センター総務課 療育センターさくら草 療育センターひなぎく	桜環境センターのグリーン電力活用	保育園、子ども家庭総合センター、療育センターにおいて、桜環境センターで発電されたグリーン電力を活用することにより、温室効果ガスの削減に努めます。	722,722.3

4 見直し事業一覧

(単位：千円)

事務事業名	主な事業	見直しの理由及び内容	見直し額
青少年活動施設運営事業	グリーンライフ猿花キャンプ場管理運営	実績に基づく委託料等の見直しにより、予算額を縮小する。	△ 376
総合相談事業	専門職の育成・図書等の購入	消耗品や参加研修を見直し、予算額を縮小する。	△ 27
インクルーシブ子育て支援事業	インクルーシブ子育て支援の実践	消耗品を見直し、予算額を縮小する。	△ 7
インクルーシブ子育て支援事業	専門職員への研修事業	研修を見直し、予算額を縮小する。	△ 174
児童相談等特別事業	児童・保護者支援のための体制強化事業その他	児童の安全確認強化事業（業務委託）の事業内容見直しにより、予算額を縮小する。	△ 14,489
放課後児童健全育成事業	支援員研修事業、巡回相談事業	過年度の実績や令和6年度の見込みを踏まえ、予算額を縮小する。	△ 50
児童福祉施設入所措置等事業	児童保護措置費	過年度の実績や令和6年度の見込みを踏まえ、予算額を縮小する。	△ 12
幼児教育推進事業	公開保育研究事業	冊子の配布部数を見直すことにより、予算額を縮小する。	△ 252
幼児教育推進事業	幼保小連携推進事業	冊子の配布部数を見直すことにより、予算額を縮小する。	△ 126
特定教育・保育施設等整備事業	認定こども園設置認可等審査部会	実績に基づく開催回数を見直しにより、予算額を縮小する。	△ 72
特定教育・保育施設等整備事業	課内庶務に関する事務	実績に基づく旅費の見直しにより、予算額を縮小する。	△ 1
子ども家庭総合センター管理運営事業	施設維持管理	施設維持管理に係る経費を見直し、予算額を縮小する。	△ 4,455